

三次市の建設工事入札における最低制限価格等について

三次市では、一般競争入札においてつぎのように定めております。

★原則、予定価格は事前公表、最低制限価格又は調査基準価格は事後公表としております。(落札者が決定した場合)

(最低制限価格について)

- ・ 三次市低入札価格調査制度事務取扱要領第3条により、予定価格税込5千万円以上の建設工事は低入札価格調査対象工事と規定されておりますが、平成21年7月14日公告分から試行的に設計金額が税込1億円未満の建設工事については、最低制限価格制度を採用しています。

(最低制限価格の算定方法)

- ・ 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60+一般管理費×0.30により算出した金額とします。
 - ※ 算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。
 - ただし、予定価格の7.5/10~9.0/10の範囲内で決定します。
- ・ 算出した金額が予定価格の7.5/10以下の場合、最低制限価格は7.5/10となり、予定価格の9.0/10以上の場合には9.0/10となります。
 - ※ 算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。
- ・ 最低制限価格は事後公表とします。(開札後に公表する。ただし、不落等により落札者が決定しなかった場合は非公表とする。)
- ・ 最低制限価格の算定方法は対象工事について案件ごとに公告の中で示します。

★平成28年8月25日以降公告分から上記最低制限価格の算定方法をつぎのとおり変更しますのでご注意ください。

- ・ 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.80+一般管理費×0.30により算出した金額とします。
 - ※ 算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。
 - ただし、予定価格の8.0/10~9.0/10の範囲内で決定します。
- ・ 算出した金額が予定価格の8.0/10以下の場合、最低制限価格は8.0/10となり、予定価格の9.0/10以上の場合には9.0/10となります。
 - ※ 算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。

(低入札価格調査対象工事について)

- ・ 三次市低入札価格調査制度事務取扱要領第3条により、予定価格税込5千万円以上の建設工事は低入札価格調査対象工事と規定されておりますが、平成21年7月14日公告分から試行的に予定価格が税込1億円以上の建設工事については、低入札価格調査制度を採用しています。
- ・ 低入札価格調査対象工事については、調査基準価格を定めませんが、予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で決定します。ただし、計算式は公表しておりません。
- ・ 調査基準価格を下回っても、市の調査の結果、市の求める品質等を満足すると判断されれば最も安価な価格で入札した業者と契約します。なお、数値的失格基準はありません。
- ・ 平成23年5月12日以降公告分から予定価格が税込1億5千万円以上の建設工事については、試行的に予定価格を事後公表としております。

(共同企業体について)

- ・ 結成等の基準については、案件ごとに入札公告内で条件等を記述しております。

★ ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

★ 要綱等をホームページへ掲載はしていませんが、三次市財政課閲覧コーナーで紙ベースにより閲覧できます。

お問い合わせ先

部署名：財務部財政課契約係

TEL :0824-62-6141(直通)

FAX :0824-62-6235(直通)